
特定非営利活動法人
ワーカーズ・コレクティブ くまさん
定 款

特定非営利活動法人
ワーカーズ・コレクティブ くまさん
定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくまさん
(以下本会という。) という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市緑区に置く。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、自助と協同の精神に基づき、自らが持てる知恵と経験と技術を生かし、高齢者や障がい者およびその他生活支援を必要とする人々に対し、自分らしく安心して暮らせるように生活支援サービスを提供し、地域福祉の向上と助け合いのネットワークの創出に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事 業)

第5条 本会は第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 家事・介護・育児等に関する独自の生活支援サービス事業

(2) 公的制度に基づくホームヘルプサービス事業

① 介護保険法に基づく訪問介護及び介護予防訪問介護事業・第1号訪問事業

② 障害福祉サービス事業及び移動支援事業

③ その他横浜市等の委託による家事・介護・育児に関するホームヘルプサービス事業

- (3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (4) 介護保険法に基づく地域密着型通所介護及び介護予防通所介護事業・第1号通所事業
- (5) 相談・研修及び啓発に関する事業
- (6) 地域に対する学習・教育及び広報の事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、事業に積極的に参加する個人。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、後援するために入会する個人または団体。

(入 会)

第7条 正会員として入会する者は、別に定める入会申込書により理事長に申込を行う。理事長は、その者が前条第1号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2. 賛助会員として入会するものは、別に定める申込書を提出して賛助会員となる。

(会 費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 正会員は別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会費の納入を怠ったとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の事業および運営を妨害したとき。
- (3) 自己または特定の第三者の利益のために本会を利用する等の不正行為を行ったとき。
- (4) 犯罪その他社会的信用を失う行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(種別および定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上6人以下
 - (2) 監事 2人
2. 理事のうち、1人を理事長、2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、正会員のうちから総会において選任する。

- 2. 監事は総会において選任する。
- 3. 理事長および副理事長は理事の互選とする。
- 4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5. 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は本会を代表し、その業務を統括する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序によってその職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき本会の業務を執行する。
4. 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報 酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧 問)

第20条 本会に役員とは別に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の求めに応じて、事業に関する助言を行う。
3. 顧問の選任及び解任は総会の同意を得て理事会において決定する。

(事務局)

第21条 本会は、その事務を処理するために事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置くことができる。
3. 事務局長及び事務局員の任免は理事長が行う。

第5章 総 会

(種 別)

第22条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 定款の変更
- (4) 役員を選任等に関する事項
- (5) 会費に関する事項

- (6) 解散及び合併
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) その他本会の運営に関する重要事項

(開 催)

第25条 通常総会は、毎年1回事業年度の終了後2ヶ月以内に行う。

- 2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席で成立する。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等とする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わるできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。
 3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集等)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会の招集方法については、細則でこれを定める。
4. 理事会の議長はその理事会において、出席理事の中から選出する。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席で成立する。

(議決)

第37条 理事会の議事は理事総数の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
2. 議事録には、議長が署名、押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会計の原則)

第41条 本会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものであること。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(長期借入金)

第46条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に掲げる事項については所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第48条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）し

たときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合 併)

第50条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公 告)

第51条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報にて行う。ただし、貸借対照表の公告については、本会の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 1 0 章 雑 則

(細 則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1. この定款は、本会の成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	村田 美智子	副理事長	吉岡 孝子
理事	上田 裕子	理事	後藤田 恵子
理事	佐藤 マサエ	理事	相馬 由紀子
理事	増淵 暢美		
監事	鈴木 眞知子	監事	三浦 絹子
3. 本会の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 5 年 5 月 3 1 日までとする。
4. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 4 2 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

5. 本会の設立当初の事業年度は第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6. 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	入会金	10000円	年会費	2000円
賛助会員	(個人)	入会金	なし	年会費 一口 3000円 (一口以上)
	(団体)	入会金	なし	年会費 一口 5000円 (一口以上)

付 則

この定款は、平成17年10月14日より施行する。

付 則

この定款は、平成18年10月23日より施行する。

付 則

この定款は、平成25年 4月 2日より施行する。

付 則

この定款は、平成28年 9月20日より施行する。

付 則

この定款は、平成29年 5月21日より施行する。

付 則

この定款は、令和4年 5月22日より施行する。

付 則

この定款は、令和 年 月 日より施行する。